

詳細条件審査型一般競争入札（フレックス工期による契約方式）の実施に係る掲示

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

- 1 掲示日 平成31年1月11日（金）
 - 2 掲示責任者 独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 新居田 滝人
 - 3 担当部署
 - (1) 公募条件及び積算について
〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
技術監理部ストック保全課 電話06-6969-9857
 - (2) 入札手続について
〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部契約課 電話06-6969-9970
- ※ 問合せ及び受付は、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時の間を除く日時とする（以下、本稿において同じ。）。

- 4 工事概要
 - (1) 工事名 30-金剛団地132号棟他15棟雑排水管（浴室）修繕工事（電子入札対象案件）
 - (2) 工事場所 大阪府富田林市久野喜台・寺池台
 - (3) 工事内容 CD-R（要申込）に収録の図面及び現場説明書のとおり
 - (4) 工期 平成31年3月12日から平成31年8月8日まで（当初設定工期）
（平成31年6月2日から平成31年11月3日まで（フレックス最大適用時））

※工事着工期限日 平成31年6月2日

※実施工事期間は150日とする（実施工事期間には準備工事を含む。工事着工日の設定による日・祝日の増減は考慮しない。）。※本工事の着工日については、工事着手期限日までの間で落札者が選択できることとする。※落札者は、契約締結日前に工事着工日通知書を機構に提出することとし、工事着工日から起算し上記実施工事期間を加えた工期を契約工期とする。なお、工事着工日から起算し上記実施工事期間を加えた工期が、12月29日から1月7日までを含む場合は、10日を、8月12日から8月16日までを含む場合は、5日を加算した工期を契約工期とする。

(5) 工事実施形態

- ① 本工事は、フレックス工期による契約方式（受注者が一定の期間内で工事着工日（工期の始期日をいう。）を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式）の試行工事である。
- ② 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
- ③ 本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、主任技術者又は監理技術者と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
- ④ 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、入札説明書に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。なお、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる（様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに上記3(2)へ様式1及び2を提出すること。）。

5 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）でないこと。
- (2) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第332条の規定に該当する者（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）でないこと。
- (3) 当機構関西地区における平成29・30年度の一般競争参加資格について、管工事B等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により管工事B等級の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 地理的条件として、建設業法上に届出してある本店、支店又は営業所が、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県又は和歌山県内のいずれかにあること。
- (6) 平成20年度以降（平成20年4月1日から申請書提出期限日までに工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限る。）に、本工事と同種の工事の元請（※1）又は当機構発注工事の一次下請けとしての施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、同種の工事とは、工事対象物が、RC造、SRC造の共同住宅に係る機械設備工事（※2）（居住中の修繕工事を含む。）をいう。

※1 発注元は当機構以外でも可とする。

※2 機械設備工事・・・給排水衛生設備工事、空気調和設備工事

- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。

- ① 主任技術者にあつては、建設業法第26条による国家資格を有するものであること。
- ② 監理技術者にあつては、1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者であり、かつ

監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。なお、「これと同等以上の能力を有する者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ・技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）
- ・「技術士法施工規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房機械及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）の資格を有する者
- ・これらと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者

③ 平成20年度以降（平成20年4月1日から競争参加資格確認申請書の提出日まで）に元請（※）又は当機構発注工事の一次下請けとして工事が完成し、引渡しが済んでいるもののうち、上記(6)に掲げる工事の従事経験を有する者であること。なお、工事着手（現場施工に着手する日）から竣工（完成検査の日）まですべての期間に従事していること。

※ 発注元は当機構以外でも可とする。

④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

(8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構西日本支社長から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(9) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、「不誠実な行為」とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

(10) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。

(12) 当支社（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前1年以内の期間において60点未満のものがないこと。

(13) 平成28年4月1日以降に当機構関西地区で発注した工事種別「管」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定に68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、下記の条件を満たすこと。

① 当機構が発注した工事種別「管」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

② 当機構が発注した工事種別「管」で調査基準価格を下回った価格で契約し、施工中の場合、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

(14) 低入札価格調査対象となった者は、下記の条件を満たすこと。

① 主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有する専任の技術者を1名以上追加配置できること。

② 追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付

して、報告すること。

- (15) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届け出の義務
 - ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

6 入札手続等

(1) 設計図面及び現場説明書の交付期間及び方法

設計図面及び現場説明書は CD-R データにより無償で交付する。ただし、発送に係る費用は、交付希望者の負担とする。入札参加希望者で交付を希望する者は、添付している「図面等（CD-R）申込書」を下記の受付期間中に FAX にて送付し、申し込むこと。FAX 受領日より 3 営業日後までに到着するように独立行政法人都市再生機構西日本支社コピーセンター受注業者「(株)京阪工技社」から着払い便で発送する（年末年始（12月29日～1月3日）、土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）。

3 営業日を過ぎても CD-R が到着しない場合は、TEL にて確認すること。

- ・ FAX 受付期間：平成 31 年 1 月 11 日（金）から平成 31 年 1 月 28 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
- ・ FAX 番号：06-6969-9572（総務部契約課）

(2) 申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間：【電子入札システムによる場合】

平成 31 年 1 月 15 日（火）から平成 31 年 1 月 28 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで

【紙入札による場合】

平成 31 年 1 月 25 日（金）及び平成 31 年 1 月 28 日（月）の午前 10 時から午後 5 時まで

② 提出場所：【電子入札システムによる場合】上記 3 (2) に同じ。

【紙入札による場合】上記 3 (1) に同じ。

③ 提出方法：申請書及び資料は電子入札システムにて受け付けを行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、あらかじめ前日まで提出日時を連絡のうえ、内容を説明できる者が 3 (1) へ提出すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 入札期間及び入札書の提出方法

入札期間：【電子入札システムによる場合】

平成 31 年 2 月 28 日（木）及び平成 31 年 3 月 1 日（金）正午まで

【紙入札による場合】

平成 31 年 2 月 15 日（金）から平成 31 年 3 月 1 日（金）正午まで

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、3 (2) に郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。持参又は電送によるものは受け付けない。

② 開札の日時及び場所

日時：平成 31 年 3 月 4 日（月）

場所：独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約課

※開札時間は、競争参加資格確認通知に併せて通知する。

- (4) 当該工事において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

(2) 入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

当機構の規定に基づいてあらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるとき、電子くじにて落札者を決定するものとする。

最低の価格をもって入札した者の入札価格が、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」（平成16年独立行政法人都市再生機構通達34-61）に定める調査基準価格に満たない場合は、低入札価格調査の実施に伴う調査資料の提出を求める。

- (4) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記5(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記6(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、下記のとおり当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

- ① 提出期間： 平成31年1月11日（金）から平成31年1月22日（火）（競争参加資格申請の提出期限日の4営業日前）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- ② 提出場所： 〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構 西日本支社
総務部契約課 電話 06-6969-9023
- ③ 提出方法： 一般競争参加資格の申請書の提出は、提出場所へ持参又は郵送（上記提出期間内に必着）により行うものとし、電送によるものは受け付けない（同申請書の余白に「『30

一金剛団地 132 号棟他 15 棟雑排水管 (浴室) 修繕工事』申請希望」と明記すること。)

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれかにも該当する契約先

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。

ロ 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ 当機構との間の取引高

ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が次の区分のいずれかに該当する者

3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

ニ 1 者応札又は 1 者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から 72 日以内

以 上

※ お車でのご来場は、周辺道路の交通停滞を招く恐れがありますので固くお断り申し上げます。

独立行政法人都市再生機構西日本支社

図面等（CD-R）申込書

申込日：平成 年 月 日

送付に係る費用を負担することを了解の上、下記工事の図面等（CD-R）を申し込みます。

工 事 件 名		30-金剛団地132号棟他15棟雑排水管（浴室）修繕工事
申 込 者	貴社名	
	御住所 （送付先）	〒
	御連絡先	(TEL) (FAX)
	部署名	
	御担当者名	
備 考	特定の曜日を避けて配送を希望される場合は、こちらに御記入ください。	

- ※ 申込者欄は漏れなく記入のこと。
- ※ 図面等は全てCD-Rでの発送となり、紙による図面等の発送は行いません。
- ※ 着払い便にて発送します。
- ※ CD-Rは、FAX受領日の3営業日後までに到着するよう発送します。